

大地申
第9号

11月29日

「営業関係施策」に関する説明申し入れを提出する！

今施策は、南浦和駅・小金井駅の遺失物取扱い業務、車内点検業務及び駅構内巡回業務、宇都宮駅の遺失物取扱い業務、車内点検業務、事業便取扱い業務及び駅構内巡回業務をセントラル警備保障株式会社へ委託する内容です。更にライフサイクルの深度化施策とも大きく関係することから深堀する必要があります。

車内点検業務は、これまで「運輸のプロ」として駅の安全レベルの維持・向上に努めていた「ホーム業務」であり、業務の縮小及び委託する事で安全レベルを低下させてはいけません。

遺失物取り扱いは、民法に従い警察に代わって当社施設内の遺失物を取り扱う業務であり、お客さまの大事な財産や個人情報が含まれることから遺失物法により取り扱う業務です。よって、取り扱いについては細心の注意を払う必要があります。しかし、現段階でも取り扱い誤りが多数発生しているのが現実です。

今施策は、残念ながらコンプライアンス違反が発生し、緊急申し入れを行う事態となりました。交渉では、誤りは誤りと認め各種労働法や労働協約及び施策実施に関する確認メモを順守していくことを確認しました。

JR東労組大宮地本は、これまで職場議論を基に、労働条件の維持・改善、働きがいの創出を目指して取り組んできました。今提案に対しても真摯に議論を行い、組合員の不安を払拭し、働きがいを創出するために下記の通り申し入れを行いますので誠意ある回答を要請します。

記

1. 今施策でコンプライアンス違反とされない根拠を明らかにすること。
2. 今施策の目的と実施時期の根拠を明らかにすること。
3. 委託先会社をセントラル警備保障株式会社とした根拠を明らかにすること。
4. 施策実施後のJR本体と委託先会社の体制を明らかにすること。
5. 今体制見直しが「ライフサイクルの深度化」施策の運用に大きく影響することが予想されることから、その内容を具体的に明らかにすること。
6. 委託先会社の執務スペース及び執務箇所に設置される設備を明らかにすること。
7. 委託先会社の休養室や浴室等の設置箇所を明らかにすること。
8. JR本体及び委託先会社の教育について考え方を明らかにすること。
9. 遺失物扱い所の設置箇所及び営業時間を明らかにすること。
10. 遺失物扱いのフローを明らかにすること。
11. 車内貫通業務の振り分けを明らかにすること。
12. 異常時の業務フロー及び駆けつけ体制について明らかにすること。
13. 今施策における偽装請負防止に向けての対策を明らかにすること。
14. エルダー雇用について考え方を明らかにすること。

以上

施策の全容を明らかにし、不安解消に努めます！